

練馬区スポーツ協会表彰 基準

(名 称)

第1条 練馬区スポーツ協会表彰と称する。

(目 的)

第2条 この表彰は公益社団法人練馬区スポーツ協会（以下「協会」という）に加盟する個人または団体で、区民のスポーツ向上に功労のあったものを讃えることを目的とする。

(表 彰)

第3条 協会で次の各号に該当するものを審査会の決定により、会長名をもって表彰する。

- (1) 協会の振興発展に功績があった個人または団体。（20年以上の実績）
- (2) 東京都スポーツ大会において優勝した団体。
- (3) 東京都スポーツ大会もしくは都レベルの大会等において1位までに入賞したものの。
※表彰の申請に際しては、これを証明する資料(賞状、メダル、プログラム等)を添付しなければならない。
- (4) 毎年6月1日より翌年5月31日の期間を対象とする。
- (5) 授賞は原則として1回限りとする。

(方 法)

第4条 表彰状を授与し、副賞を添えるものとする。

(決 定)

第5条 表彰者を決定するために、次のもので構成する審査会を置く。

会長、副会長、代表理事、業務執行理事

2 審査会は毎年6月に行う。

(時 期)

第6条 表彰は毎年、区民スポーツ大会総合開会式の際に行う。但し、代表理事が必要と認めるときは別に定めた日に行うことができる。

(附則)

この基準は、昭和60年7月1日から施行する。

この基準は、平成26年4月1日から改正施行する。

この基準は、平成28年4月1日から改正施行する。

この基準は、令和3年4月1日から改正施行する。